

狭山市後付け安全運転支援装置設置助成制度 Q&A

	質問	回答
1	土日、祝日でも申請できますか？	申請書の受付は、市役所の開庁日のみです。土日、祝日、年末年始の閉庁日は、受付できませんのでご注意ください。また、受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。ご了承ください。
2	申請書類は、どこでもらえますか？	市役所2階の交通防犯課の窓口又は各地区センター及び入曽地域交流センターの窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することもできます。
3	市内の地区センターや公民館でも申請できますか？	地区センターや公民館での申請受付はできませんのでご了承ください。
4	申請書は、代理の人に提出してもらっても良いですか？	申請書は、家族や販売・設置事業者など代理の方がご提出いただいても結構です。ただし、申請者は補助対象者に限ります。また、代理人の場合は、委任状と身分証明書が必要となります。
5	申請をするのは、安全装置を設置する前ですか？設置した後ですか？	販売・設置事業者に依頼して安全装置を設置した後、書類をそろえて申請してください。
6	安全装置を設置した後、申請するまでの期限はありますか？	安全装置の設置日から6か月以内(6か月後の日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)に申請してください。6か月を過ぎた申請は、受付できません。

7	令和2年度に一度補助金を受けた者が、令和3年度にも申請することはできますか？	本助成制度は、年度に関係なく <u>1 人につき 1 台（回）</u> 限り受けることができます。同一申請者が、2 台（回）以上の申請をすることはできません。
8	補助金額の算出方法は？	補助金額は、安全装置本体、部品、取付工賃の総額（消費税込み）の 1/2 以内の額で、1,000 円未満の端数を切り捨て、上限 25,000 円です。修理や点検等の別の費用は含めないでください。 例① : 総額 45,000 円の場合 45,000 円×1/2=22,500 円 ⇒ 補助金額 22,000 円 例② : 総額 50,000 円の場合 50,000 円×1/2=25,000 円 ⇒ 補助金額 25,000 円
9	65歳以上で自ら使用する自動車に設置したのですが、自分が営む会社名義の自動車です。補助対象になりますか？	本補助制度では、申請日時時点で満65歳以上であっても「 <u>非営利かつ自ら使用する自動車に設置した</u> 」ことが要件ですので、事業用の会社の自動車に設置した場合は補助対象になりません。 車検証の「 <u>自家用・事業用の別</u> 」欄に「 <u>自家用</u> 」と記載されている車が対象です。
10	所有者は65歳以上の人ですが、実際には65歳未満の子どもが自動車を使用しています。安全装置を設置すると補助対象になりますか？	本補助制度では、「 <u>65歳以上の人</u> が、 <u>非営利かつ自ら使用する自動車に設置した</u> 」ことが要件です。申請者以外の人を使用する場合は、補助対象になりません。 車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されている必要があります。

11	軽トラックに安全装置を設置したのですが、補助対象になりますか？	貨物車も対象となります。非営利で使用する自家用の自動車であれば、車検証の「用途」欄の「乗用」と「貨物」の区別はありません。営利目的で使用している貨物車は対象になりません。
12	ローンで購入した自動車の、安全装置を設置したのですが、補助対象になりますか？	申請者が使用している自動車で、車検証の使用欄に申請者の名前が記載されていれば、ローンで購入した自動車であっても補助対象になります。
13	安全装置を設置して補助金を受け、すぐに売却や名義変更等を行うことは認められますか？	認められません。 補助金を受けて安全装置を設置した自動車は、設置日から1年以上使用してください。1年未満で処分（売却、廃棄等）した時は、補助金を返還していただく場合があります。ただし、病気等の理由で運転が困難になった場合は、無理せず、運転を中止してください。このような場合は、補助金を返還する必要はありません。
14	補助金を受け取った後、狭山市外へ転居することになってしまいましたが、補助金は返還となりますか？	申請者本人が引き続き使用し、設置してから1年未満で処分（売却、廃棄等）を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。
15	現在は市外に住んでいますが、近々、狭山市内に引っ越します。安全装置設置の補助対象になりますか？	申請日に狭山市に住民票があり、申請日時点で満65歳以上等の要件をすべて満たす個人であれば、対象になります。

16	添付書類「車検証の写し」は、所有者や使用者が申請者本人の名前ではありませんが、申請できますか？	車検証の使用者の欄に、申請者本人の名前が記載されていなければ補助対象になりません。なお、所有者は、申請者本人に限定していませんので、別の人の名義でも構いません。 本補助制度では、「満65歳以上の方が、非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件です。
17	添付書類「自動車運転免許証の写し」は、表面だけで良いですか？	表面だけで結構です。ただし、裏面に住所、名前等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しもご提出ください。 運転免許証は、有効期限内であることを確認してください。申請者が自動車の運転が可能である必要があります。
18	添付書類「販売・設置事業者が発行する安全装置の名称、設置費の内訳、設置日が確認できる書類の写し」は、どのようなものですか？	設置の際に販売・設置事業者が発行する「納品請求書」や「作業指示書」等で、左記の内容が記載されている書類のことです。 販売・設置事業者に上記のような書類がない場合等は、市の参考様式「販売・設置証明書」を使用して、販売・設置事業者に記入・押印を依頼し、添付してください。 販売・設置事業者におかれましては、記入・押印のご協力をお願いします。証明者は店長（営業所長）名でご記入いただき、私印ではなく社印を押印してください。
19	安全装置を設置しましたが、安全装置の作動を解除して運転しても良いですか？	道路、交通、運転等の様々な状況に応じて、装置のオン・オフの切り替えが必要な場合があるかもしれないので、基本的には運転者の判断に委ねますが、補助制度の主旨をご理解いただき、解除しなくても良い場合は、常に作動する状態で運転するように心掛けてください。 また、安全装置は適正に管理してください。

20	「交付申請書兼実績報告書」は、代筆しても良いですか？または、パソコンで入力しても良いですか？	申請者の意思を確認するため、また、誓約及び同意事項を確認するため、様式内の署名は、必ず申請者本人が記入してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。
----	--	---